

社会福祉法人長生会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長生会(以下「法人」という。)定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員並びに評議員、各種委員の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第2章の規定に基づき置かれる者をいう。
- (3) 各種委員とは、評議員選任・解任委員及び入所者優先入所検討委員をいう。
- (4) 報酬とは、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものをいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 理事、監事及び評議員が理事会、評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

(役員の仕事執行報酬)

第4条 理事長が理事会及び理事会以外の日において、法人の運営のために業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払う。

2 監事が定例監査及び所轄庁が実施する法人監査に当たった場合は、別表2により報酬を支払う。

(理事長の業務内容)

第5条 前条第1項の理事長の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 稟議書類をはじめ各種文書の閲覧並びに決裁
- (2) 施設長等からの報告、相談
- (3) 各事業所への見廻り
- (4) 行政並びに関係機関等との協議、折衝
- (5) 各行事への参加

(勤務)

第6条 前条第1号から第3号までの業務遂行のための勤務時間は、原則として毎週月曜日の午前中とする。

(評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第7条 監事及び外部委員である評議員選任・解任委員が当該委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

(入所者優先入所検討委員会への出席報酬)

第8条 第三者委員が入所者優先入所検討委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

(役員の出張)

第9条 役員が職務のために出張したときは、別に定める社会福祉法人長生会職員旅費規程(交通費、日当、宿泊料)を支給するものとする。

(兼務役員)

第10条 施設長もしくは法人事務職員が理事として兼務する場合は、報酬は支給しない。

(報酬の支払方法)

第11条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する役員及び評議員への報酬の支払いは、理事会、評議員会開催日に支払うものとする。

- (2) 第4条第1項に規程する理事長への報酬は月額払いとし、毎月1日に起算し当月末日に締め、翌月15日に支払うものとする。ただし、支給する日が休日にあたるときはその前日とする。
- (3) 第4条第2項に規定する監事への支払いは、開催日当日に支払うものとする。
- (4) 各種委員会への支払いは、開催日に支払うものとする。
- (5) 報酬の支払額は別表1の規定額から源泉所得税額を控除した額とする。

(改正)

第11条 この規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成29年6月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人長生会役員、評議員及び各種委員の費用弁償並びに旅費に関する規程〔平成10年4月1日制定〕並びに社会福祉法人長生会理事長の報酬に関する規程〔平成16年1月1日制定〕は廃止する。

別表1 報酬金額

名 称	報 酬 金 額
理事会	8,000円
評議員会	8,000円
監事の理事会・評議員会	8,000円
評議員選任・解任委員会	6,000円
入所者優先入所検討委員会	6,000円

別表2 第4条規定関係

名 称	報 酬 金 額
理事長業務(月額)	60,000円
監事監査業務(1日につき)	12,000円

社会福祉法人長生会役員等報酬規程